

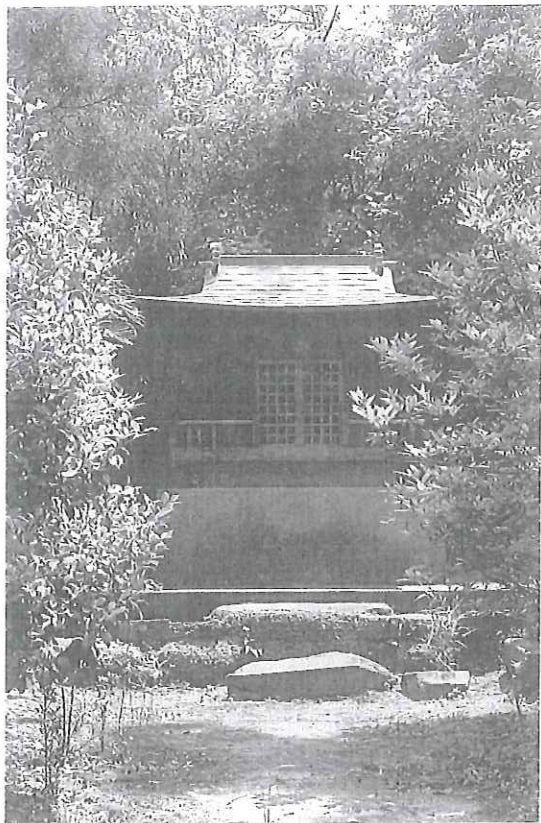
文献資料
紹介
〈第9回〉

釈迦堂由来記

山本秀雄

上屋久町総合グラウンド入口、釈迦堂坂の中程を山手に急な階段を登ると、釈迦仏を祀る小さなお堂がある。そこだけ取り残された台地に珍しく大きなモミジ・桜・杉の古木の下に祠は静かなたたずまいをみせている。

最近この釈迦堂の創建を記録した『釈迦堂由来記』というに接したので紹介したい。



現在の釈迦堂

『釈迦堂由来記』は元々『釈迦仏縁起』と題したもののか、原本は貞享五年（一六八八）、屋久島抑（町田孫七忠以）から島津藩の公儀へ差し出した書付であったらしいが、現資料は後年、徐堯和尚の質問に答えて町田孫七が書状にした手控を、天明四年（一七八四）に楠川の牧源蔵という人が書き写したもののようである（本文参照）。表紙は反古紙で表題がなく、しかも前文一頁か二頁欠落している様に見える。体裁はB4紙大の和紙に一頁十行、六枚綴の写本である。表題を由来記と言うは、文中「由来は左に書記申候」とあるに取ったものか、地元よみに従う。又前文欠落にしても内容はよく納得出来るものである。

要約すると、

貞享四年（一六八七）二月十五日、楠川の海岸に一体の釈迦仏が流れ着いた。発見者は楠川の女の子二人で、一人はケサ女（一四歳）、一人はハツ（八歳）である。

長い期間海を漂流して来たとは思えない金の色に輝き、しかも指一本も欠けてない無傷の仏像であった。

島の代官所から鹿兒島の藩庁に届けたところ、屋久島に安置するように下命があり、早速お堂をつくり祀ることにした。用材の準

備をしていると今度は安房の海岸に大きな材木二本が流れ着いた。島では見馴れない木ということと藩庁に届けたら、これも釈迦堂用材に下されるということ、仏壇その他用品も調べ貞享五年（一六八八）五月、五本松というところに立派なお堂が完成した。

ところが同年八月十八日に台風があり、五本松のうち二本が根本から吹き折られ、一本はお堂の真上、一本はお堂の右屋根に倒れた。松は七、八尺廻りもある大木、それを吹き折る台風の勢いでは、わずか二間四方の板囲いのような小堂では、ひとたまりもなくつぶれるところを奇特にも大松は、堂の軒際から更に二つに吹き折れ、二本共に梢は堂をはずれて、損害を全く受けなかった。往來する人達が見てその不思議さを評判にしたものである。

……と、以上が『由来記』の要点である。

なお現在地は元の五本松という処でなく、移転地というが、お堂の前に薩州上町の市来七兵衛寄進の供養碑二基（貞享五年建立）と明治四十一年一月建立の小碑一基がある。小碑は宮之浦藤村重助、永野孝助、川崎吉輔、中島栄五郎の連名のものである。貞享五年は創建時の協力者であろうし、明治の碑は建替等による工事関係者でもあるのか。他に慶長元年（一五九六）の法華宗の石塔もあるが、釈迦堂創建以前のものであり、後年釈迦堂が現在地に移転した経過から考えて、お堂とは無関係であるが、この地が釈迦堂を移転するにふさわしい由緒の聖地であったことを、この慶長碑が教えてくれる。大事な証人である。

念の為申し添えるが現在のお堂は、二間四方と言うものでなく、三尺四方にも満たない小祠である。又ご本尊様はいづくにかお姿を隠されて拝観が出来ない。誠に残念である。尚この釈迦仏はどこから屋久島に流れ着いたかと云うに、『三国名勝図会』（天保十四年）に中国揚子江の河中にある島嶼の名刹金山寺のものであったと次の様

に記している。其頃漢土（中国揚子江）に洪水が出て、金山寺山門流しけることありて此釈迦像は彼寺の仏像なりしとかや、漢土より数百里の海上を浮來る誠に珍異の像と云うべし。』
では『由来記』の全文を次に記す。

釈迦堂由来記

（前文欠落？）

中二為有の様子二而、仏体寄蟻生付候、然共金色鮮二御座候間、彩色茂落不申、十指の爪先迄茂損為申所無御座候事。

一、右尊像屋久嶋押所附者、荒田四郎右衛門宰領二而、鹿兒島江差上候処二、其附の御物奉行嶋津大学殿被聞召、上中将様被備御覽、御前江被召留候通奉承知候事。

二、同年の秋、拙者鹿兒嶋江致参上罷居候処二、七月十六日の晚嶋津大学殿罷出、御宅拙者被仰付候、当春屋久嶋江浮來仏、中将様被備御覽候処、屋久嶋江取下の候間、所中江安置可仕の旨、伝人平山久馬を以被伝出候条、明日御物座江罷出右の仏像可申請の旨被仰付候二付、翌十七日御物座江罷出候得者、中原為之亟殿御取次二而、右の趣被仰渡仏像申請退出仕候事。

三、右の通二而候故、同年の冬屋久嶋江守渡候而、嶋中江右の段申渡釈迦堂不出来内者宮之浦久本寺の仏殿江奉置候、左而嶋中人數操合を以、普請取掛、貞享五年戊辰五月屋久嶋の内宮之浦村の東五本松と申所江、釈迦堂造営相調、同月六日屋久嶋中諸寺の僧致参堂、入仏の供養相濟候、尤嶋中の男女致群集候而、尊影を奉拝候事。

右者屋久嶋江浮來候釈迦仏縁起書付候而、可差上旨と伝聞候二付、公儀方一首尾の段々役所帳面見合大抵書付差上候、右の外由来者左二書記申候。

年首より忠公儀... 茂成寺外... 古以来... 故歎... 茂宮之浦へ不相見得候二付、所の老人共を召寄社頭の跡を尋出申候間、仮二宮作仕(貞享三年)寅正月元旦ヨリ参詣を相初申候、左而下向仕仮屋の表二罷出、所中ヨリ礼儀二参候者共待居候剋鳥者役人被召置候人の内野間勘之亟先達而の入来候二付、何角の物語二席二不取敢拙者申出候者、当年ヨリ権現宮の旧蹟を聞候而、各同前二いそいそ参詣乍恐、公儀御長久の儀を奉賀村中の者共も参詣を始候、漸々二いめ古代宮居二茂取立可申事二可罷成候、左候得者嶋中寺院の外二者当一字も無之候間、見分茂不宣候迎の事、裏楠川辺江何仏二而も木像一体流来候得かし、左茂候いし、向二見得る五本松の下草堂を立候而、嶋人共茂致信仰様取立可申物をと申出候得バ勘之亟承り候、左様二有之度儀存し候被致挨拶、夫ヨリ外の咄二移申候、其已後者何の噂茂不仕候処二、其二月十五日楠川江木仏浮来の由申出候二付、元日物語を存出、自然地下人共方便二しも可有之と疑敷存、木像拜見仕候処二唐木の古仏二而、蠣生付候迄海中二有之候得ハ、人事の可及わけ二も無御座と各不思議二存有申事二御座候、依て見付候次第、委細相尋候処、浦人の娘卷人ハ袈裟丈と申候而年拾四歳二罷成候、今卷人者初ツと申候而八歳二罷成候、右童女兩人列立磯の辺江参候処二、初ツと申者驚候而何歎覧海中二惶敷光物有之候由申候二付而、袈裟丈茂見付申候左而惶敷な可ら近寄候而見申候得者、木佛二而候故則取揚候而村江持来、親共申聞候二付、早速役人共取遂被御停候、右二月十五日ハ晴天二而已の剋の事二而候得者、金色木像潮二浸り朝日二映候を、右の者共光物の様二見為申と聞得候由申出候事。

一、拙者事貞享元年甲子八月、屋久嶋押被仰付右嶋の内宮之浦と申所被召置候、然者年首二者、乍恐公儀ヲ奉賀私参を茂仕度存候得共、中古以来嶋中一統二法花宗罷成寺外の神社仏閣者差而取持不申候故歎、古代神山の名計者子今唱申候得共、宮居者廢焼仕社頭の形茂宮之浦へ不相見得候二付、所の老人共を召寄社頭の跡を尋出申候間、仮二宮作仕(貞享三年)寅正月元旦ヨリ参詣を相初申候、左而下向仕仮屋の表二罷出、所中ヨリ礼儀二参候者共待居候剋鳥者役人被召置候人の内野間勘之亟先達而の入来候二付、何角の物語二席二不取敢拙者申出候者、当年ヨリ権現宮の旧蹟を聞候而、各同前二いそいそ参詣乍恐、公儀御長久の儀を奉賀村中の者共も参詣を始候、漸々二いめ古代宮居二茂取立可申事二可罷成候、左候得者嶋中寺院の外二者当一字も無之候間、見分茂不宣候迎の事、裏楠川辺江何仏二而も木像一体流来候得かし、左茂候いし、向二見得る五本松の下草堂を立候而、嶋人共茂致信仰様取立可申物をと申出候得バ勘之亟承り候、左様二有之度儀存し候被致挨拶、夫ヨリ外の咄二移申候、其已後者何の噂茂不仕候処二、其二月十五日楠川江木仏浮来の由申出候二付、元日物語を存出、自然地下人共方便二しも可有之と疑敷存、木像拜見仕候処二唐木の古仏二而、蠣生付候迄海中二有之候得ハ、人事の可及わけ二も無御座と各不思議二存有申事二御座候、依て見付候次第、委細相尋候処、浦人の娘卷人ハ袈裟丈と申候而年拾四歳二罷成候、今卷人者初ツと申候而八歳二罷成候、右童女兩人列立磯の辺江参候処二、初ツと申者驚候而何歎覧海中二惶敷光物有之候由申候二付而、袈裟丈茂見付申候左而惶敷な可ら近寄候而見申候得者、木佛二而候故則取揚候而村江持来、親共申聞候二付、早速役人共取遂被御停候、右二月十五日ハ晴天二而已の剋の事二而候得者、金色木像潮二浸り朝日二映候を、右の者共光物の様二見為申と聞得候由申出候事。

右堂作の材木共用意仕候砌、屋久嶋の東安房と申所の磯江長式間
 程二而廻り五六尺程の材木式本寄来候由申来候二付、柚山檢者杉
 尾伝介見分二遣候処二御当国山中二而者見馴不申木二而候由被書
 出候二付、御物座江申上候得ハ釈迦堂の材木二被下候由被仰渡候、
 仏檀の冠木其外品々二相調候事。
 一、辰（貞享五年）八月十八日大風の砌、拙者事御当地（鹿兒島）へ相詰其九
 月歸島仕候処二、附々の方より申聞候ハ先頃の大風二釈迦堂、五
 本松式本根際より吹折候、其内卷本は仏檀の上二軒掛候処軒際よ
 り折候間、梢は堂の厄除候、今卷本ハ右の軒二軒懸候得ハ是茂軒
 際より左方除候、右の木者本の口七八尺廻り程有之、堂の軒軒掛
 候所者八尺廻り程候、右の勢二而者僅ニ式間面の板びつ同じ小堂
 たまり可申様無之候、処二奇特の仕合ニ而不及破損、左の木者久
 敷取除不申候而召置候故、往来の人も見物仕不思議成事二取沙汰
 仕候由申聞候、依て拙者茂參堂仕其蹟見分仕候事。
 右通不思議の奇特共有之候段、屋久嶋江相詰候勿々ハ見分の前
 二候得共、卒爾二了酌の當時者習二ん何角と批判ニも立乗可申
 事より了簡仕候二付、心安方計物語為仕迄ニ而罷居候、雖然和
 尚様より適々御尋ニ而御座候処二、右体の議遠慮仕候而ハ、非
 本意奉存故候有儘書付申候、右心入候段御自分前より御申述候
 而、此書付被懸御目可被下候。以上
 （元禄二年）
 五月四日
 徐堯様
 町田孫七

丁時天明四年辰三月吉日改之

此主 楠川村之

源藏